

公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和5年10月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
 - 名称 株式会社国分商会
 - 住所 埼玉県熊谷市万吉2643番地の1
 - 代表者の氏名 代表取締役 池田 正信
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字山田1番35
- 産業廃棄物処理施設の種類
廃プラスチック類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第7号）
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、金属くず
- 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）
廃プラスチック類 102.85トン/日（4.675トン/時間 22時間稼働）
金属くず 18.15トン/日（0.825トン/時間 22時間稼働）
- 許可年月日
令和5年8月10日
- 許可番号
01-45-0
- 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 担当課
宮城県環境生活部廃棄物対策課（電話 022-211-2648）